

著作権法改正に関する要望事項

(総務省)

要望事項	暗号化された放送の解読に関する権利の新設
要望の趣旨	暗号化された放送について暗号を解除して視聴する行為を技術的保護手段の回避として規制の対象とされたい。
改正条項	著作権法第4章第4節に新設
改正内容	放送事業者は暗号化された放送の解読に関する権利を専有する。
改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 スクランブルを回避する行為そのものにはいかなる法規制も及ばず、社会正義上問題がある。また、これを放置すれば、暗号化された放送の盗用は放送事業者に甚大な影響を及ぼす。 (2) 法改正の必要性 技術的保護手段の回避に係わる行為を規制する趣旨は、本来的に著作物等の円滑な流通と活用を図ることにある。放送事業者に、放送を暗号解除することに対抗する権利を与えるとともに、暗号解除装置の製造、販売を禁じる法的措置がないと、放送事業者はスクランブルの回避に対抗できず、甚大な損失を被る。
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	
その他 (関係団体の名称等)	社団法人日本民間放送連盟

担当者氏名・役職 連絡先	情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 稲原 浩 03-5253-5739
-----------------	--